

LP ガスの商慣行見直しに向けた取組宣言

株式会社石橋は、液化石油ガス法および関係法令等を遵守した事業運営に取り組むことを宣言いたします。

1. 正常な商慣習を超えた利益供与は致しません
2. LP ガス料金の三部料金制を実施し、適切な LP ガス料金でサービスを提供いたします。
3. お客様および不動産管理会社等に対し、積極的に LP ガス料金等の情報提供を実施いたします。
4. 社長を責任者とする管理体制のもと、上記宣言内容を確実に実施してまいります。

令和 7 年 10 月 20 日

株式会社石橋